

平成25年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成25年 6月11日

閉 会 平成25年 6月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月12日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 芳 賀 作 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番 山 舘 清 剛 君

1 番 久 慈 修 一 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 4番 坂本 豊 議員

第2 一般質問 1番 久慈修一 議員

第3 一般質問 5番 久慈省悟 議員

午前9時51分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 坂本 豊 議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は3名です。通告順に一般質問を行います。

4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） おはようございます。日本共産党の坂本 豊です。

安倍総理はTPPへの参加を表明しました。あれほど昨年の総選挙では参加には反対をしていたのに、選挙が終わればこのありさまです。農業団体だけでなく医療関係者や多数の分野からTPPへの反対が叫ばれています。日本の主権を投げ捨て、グローバルにもうけをふやそうとしている日本の大企業の利益のためにTPPへの参加を目指しています。国民にとっては、とても危険なものばかりです。農業と食糧、医療、安全のための規制がISD条項で撤廃をさせられます。

蓬田村は、米を中心とした農業や漁業の1次産業を主体にしてきました。これらの産業は国の政策で斜陽産業になってきました。しかし、農業は日本の最も必要とする食糧を生産するというとても大事な仕事です。外国からあり余るほどの食糧が永久に輸入できる保証がない中、自国で生産することが最も安全で確かなことです。干ばつなどで食糧輸出国では不作が伝えられ、その都度外国への食糧の輸出を禁止するニュースが頻発しています。アメリカの小麦や雨の降らない地域での米づくりには限界があります。オーストラリアの米作は一時、100万トンの生産も干ばつで1万トンまで減少するなどしています。このような不安定な状況では安心して食糧を任せることはできないはずです。

日本は、有数の食糧を生産できる国土を持っています。政府がその気になれば幾らでも生産量をふやすことができます。米生産は40%も減反を押しつけ、それは輸入小麦のためです。アメリカ言いなりの政治が、この国の食糧生産を破壊しています。そのために後継者もいなくなり、高齢化が進んでいます。食糧生産を永久に安定させるには再生産できる価格保証をすることで可能です。それには国の予算を使えば済む話です。このTPPへの参加は当然反対をしなければいけませんが、村としては、その対策をどのよ

うにしているのか、まず答弁を求めます。

2番目としては、中沢地区の水田では地下水に頼っています。大きな河川もなく、このポンプがなければ現在は水田の維持が困難になります。ことしは雨不足の影響でため池には水がない状態が続いています。このポンプの1台が昨年あたりから地下水が足りなくて湧水ランプがつく異常事態になってきました。農業を守る政策を打ち出しながら予算規模は数千万円足らずで、村のこの予算では実効力が伴っているとは思えません。これらのポンプの更新には多額の費用がかかります。井戸を掘るためには数千万円もかかっています。土地改良区単独でこれらの費用を捻出することは困難です。各地区の管理委員会の予算は小規模で、ほとんどがポンプの電気料しか賄うことができません。米の価格が低迷している現状では負担金を上げることができません。村ではこういう現状を救うためにポンプ更新の予算をつけることを求めたいと思いますので、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） T P P参加危機と農業支援についてです。この点について答弁させていただきます。

まず、農業再編成というのは、これは急務であります。国・県が指導しているように、集団化あるいは農業法人、農業法人化等々を進めながら6次産業化を進めていくことがこれからの早急な課題であります。蓬田村もこのことについて今真剣に検討しているところでございます。そうしないと水田の遊休地がどんどんふえて、そしてまた農業を継ぐ、つまり後継者がいなくなってしまうと、こういうことになりますので、一日も早い機会に、この集団化あるいは6次産業化を推し進めていきたいと、このように考えております。（「ポンプの……」の声あり）

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） ポンプの関係でございますけれども、答弁させていただきます。

この件に関しましては、地域の受益者の皆さんの具体的なお意見、例えば中沢長科地区管理委員会、そして蓬田村土地改良区がどういう判断をしているのか今のところ把握できておりませんので、今の段階では村としては補助するかしらないか判断できる状態ではございません。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) まず、1番目のこれからの農業のあり方について、村長は集団化、そして法人化を提案しておりますが、私はこういう集団化とか法人化では今の日本の農業を救うことはできないと思っているわけです。やはり個人経営が主体になって価格が補償できる、そういう生産のものがなければ幾ら法人化したとしても農村には人がいなくなってしまうわけですね。例えば集団化、法人化して1件当たりの法人が40町歩、50町歩というふうに経営をすれば、当然その分の経営する人がいなくなって、あの広大な農地の管理というのは不可能になってくるので、そうではなくて兼業農家でもいいから若い後継者が、たとえ1町歩、3町歩の農地でも生産できる、そういうシステムがあれば農村から人口が減るということはなくなるわけです。法人化することは、いわば農家の数を切り捨てるということにもつながるわけですね。ですから国が進めている10町歩、20町歩の大規模経営ということではなくて、今までの個人が経営できる、そういう単位での農業を目指すべきではないかと、そういうふうに提案したいわけです。そのためには幾ら生産をしても価格が見合わなければやめざるを得ないわけですから、その点昔のような国が価格に補償をして誰でも安心してできる、そういう農業にすべきだと思うわけですね。ですから、国県が進める農業集団化とか法人化だけを目指すじゃなくて、そういうことにしていく方向を目指すべきだと私は考えております。

また、2つ目のポンプの話であります。もし課長が答弁したように管理委員会がこれを決定して要望した場合には、村としてはどのように対応できる用意があるのか、管理委員会委員長とはまだ直接話をしておりませんが、前の委員長の話では今度この問題について管理委員会に提案するというを言っておりました。2年前にも、3年前ですね、中沢のポンプが突然故障をして稲作の水が、稲作づくりに必要な水が揚がらなくなって、急遽県の土地改良区から仮のポンプを1台借りてきて急場をしのいだことがあります。そのときなぜすぐ工事をしなかったかという、それは当時600万ほどお金がかかるので管理委員会ではとても出すことができないということで補助事業を探すのに1年以上かかるということで、急遽仮のディーゼルエンジン付きのポンプで急場をしのいだわけです。このように改良区にはほとんどお金がないわけですね。ですから今どんどんどんどんポンプが老朽化していきますので、私は先ほど言ったように村の農業を守るためには、このインフラを整備しなければならない時期に来ているわけです。特に中沢・長科はポンプに頼っていますから、中沢のポンプだけでなく長科のポンプにも大変直さなきゃならないところもあります。

こういうことで質問いたしますけれども、管理委員会から要請があれば直ちに村としては補助できる体制を組めるのかどうか、それについて再度質問したいと思います。お願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 農業の支援についてでありますけれども、価格の補償についてはですね、これは国の問題でありまして市町村が価格を決定するようなことはできないわけでありまして、それは我々市町村長ときしてはどうにもならないと。ただ、農業の法人化とか集団ファームというものはこれからぜひ必要だと。例えば隣の外ヶ浜町では農業法人化してファーム化してですね、そしてその地域全体が、全体で田打ちから完成するまでやっている、そして非常によい成果を上げています、こういうことを私聞いております。ですから、うちのほうも、小さな農業、まあ大きくやっている人もいるでしょうけれども、耕作できるものは耕作をする、あるいは請負できるものは請負してやっていくというぐあいにさまざまなケースがあると思いますけれども、そういうような方向で、1町歩以下の農家でも2町歩でも、あるいは5町歩でも多くつくっている人でも、その中に入って、さまざまな恩恵を受けられるようなシステムをつくって農家の所得の向上につなげていくという方法が今私は一番ベターだと、思っております。

やはり何と云っても、個々に例えば機械を補償してやるということはなかなか面倒なので、そのような農業法人化、あるいは株式会社でもいいし、公社でもいいですけども、そういうものをつくって、そしていろいろな形でやると、これが私は蓬田村の農業、農地を守るための最大のよい方法だと、このように考えております。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） お答えします。

いずれにいたしましても、地域の受益者の皆さんの具体的な考え方が私はまず第一と、こう思っておりますし、工事内容によってはいろいろ土地改良のですね、補助事業での対応ということもまた考えられます。いずれにしましても、地元ですね、受益者の皆さん、まあ管理委員会あるいは蓬田村土地改良区のご意見がまとまってから村としては判断していきたいと、いろいろ協議をしていきたいと、こう思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 1番目の集団化の問題ですが、小国にも集団化しているところがありますが、やはり農家の方が何人も集まって集団で機械を共同所有するという考え方

は一見合理的なような感じがいたしますが、今までも組んでやるとか集団化というのは機械に対する責任もなくなり、いいことばかりではなく悪いところが非常に多くなってきます。特に精神的なストレスもたまるし、余り結構なことではないので長続きしない制度です。ですから、昔はよく機械を購入するお金が高いので何軒かの農家で組んでトラクターやコンバインを購入しましたけれども、今はほとんどそういうことがなされていらないということからもわかるとおり、必ずしも集団化がベストということではないわけですね。ですから、先ほどから言っているように、やはり農業というのは個人で経営するべきもので、そこら辺を誘導する、そういうことがぜひ必要であると思います。村長の集団化してコストを下げるといふ、そういう一辺倒の考え方ではなくて、村で価格を補償できるわけではないのでわかりますけれども、そういう方向が大事ではないかと思えます。

それから、2番目のポンプの助成についても、私が聞いているのは村として管理委員会から提案、要請があれば村独自として補助金を出せるかどうか、その1点であります。お願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 坂本議員の言っていること、よくわかりますけれども、まあそれはそれで個人でやるっていう人はやればいいんであって、我々が組織をつくったらそっちで入りたいという人がそれで入ってやればいいのであって、それはもちろん自由でございまして、我々としてはそういう方々の声も、役場ではそうしてやってくればいいのかという声がありますので、そういう方々には耳を傾けてそういうようなやり方もやっていかなければいけない。豊さんが、坂本議員が言うように、個人でやる人は、これはやっていけばいいことだと、私はそう思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） いずれにいたしましても、中沢長科地区管理委員会あるいは蓬田村土地改良区のご意見が集約されていない現段階では村として補助するかしないか、今は判断できる状態ではございません。単独でできるかどうかちょっとですけれども、これはいろいろな工事内容、工事費等いろいろ参考にしなければなりませんので、今の段階では補助するかしないか判断できるような状況ではございません。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 次の質問に移ります。2番目としては、憲法改悪と橋下大阪市長

の従軍慰安婦必要発言についてであります。

安倍総理は、ハードルの高い憲法9条を変えるために、あえて国会議員の3分の2以上の賛成を規定している憲法改正のハードルをいじり、96条を変えて過半数でも憲法を変えることができるようにする動きを見せてきました。しかし、世論の反対が多く、最近では参議院選挙ではこの公約を取り下げたようにも見えます。余りにも露骨な憲法96条改悪は批判を受けました。憲法は国民を時の権力者から守るためにあるという思想があり、法律のように時の政権が変えることができる過半数にしていけないのはそのためです。安倍総理が何がなんでも平和憲法を変えて国防軍をつくり、アメリカとともに外国で戦争が再びできる国に戻りたいと考えていますが、これはアジアにとっても不幸なことであります。日本がこれから世界で孤立しないで生きていくには過去の過ちを再び起こさないことが前提です。安倍総理の思想は同じ敗戦国のドイツでナチスを復活させる動きと同じで、ヨーロッパでは犯罪に当たります。

アベノミクスとマスコミからもてはやされ、金融緩和政策というバブルをつくり出して、もう既に化けの皮が剥がれ落ちてきました。ジッコウ経済が伴わないうちに株だけが上がり、それに伴う円安も限界を迎えました。古い過去の誤った経済政策は既に破綻済みのものばかりです。国民の所得をふやす賃金の上昇がなければ景気の回復はあり得ません。大企業がため込んだ内部留保は、既に260兆円にもなっています。これらのもうけは労働者からの搾取した賃金の固まりであります。資本主義経済の本質は労働者から搾取をふやして経営者がもうかることです。これを強めれば強めるほど労働者の資本側の格差は広がり、景気が悪くなってきます。行き過ぎた資本側のもうけは労働者へ還元しないとますます景気回復は進まず、最後は株価が大暴落する恐慌へ突入してしまいます。

さて、この安倍総理の戦前回帰の思想の危険性について村長の見解を求めます。

2番目に、大阪の橋下市長の5月13日に言った「従軍慰安婦は、その当時は必要であった」という発言についてです。この発言は内外からも批判が上がり、国際問題にもなりました。沖縄のアメリカ軍にも風俗の活用を進める発言も飛び出し、人間としての人権感覚のなさを指摘されています。従軍慰安婦が必要だったということは女性をじゅうりんし、冒瀆する差別発言でもあります。同じことが自分の身内にも言えることなのでしょう。この問題は安倍総理の従軍慰安婦に国や当時の軍が関与したという証拠はないという彼のたび重なる発言が元になっています。現在も生きている証人がいるにもか

かわらず証拠がないから認めないという主張や、さらに過去の侵略についても認めない考えは、これからの日本の国際社会で孤立を深めることにもなります。余りにも節操のない発言にアメリカから批判が集中し、最近では鳴りを潜めています。アメリカ言いなりの姿勢がここでも証明されています。村長のこれらの危険な動きに対しての見解を、まず求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） まず、憲法改正でありますけれども、憲法というのはそう簡単に改正するものではないということはマスコミ等でもさまざまな立場から報道されております。憲法はですね、時の内閣が守るということが義務化されているわけでありまして、総理大臣を初め国務大臣はそう簡単に憲法を改正することを口にするということは、これはともすれば憲法違反になるだろうと、こう思います。

そして、また戦後の、戦前のですね、戦前のこの侵略戦争を踏まえて現在の憲法ができたわけでありまして。基本的人権、そして思想の自由、団体交渉権とか団結権、そしてまたスト権あるいはまた最低限度の生活を保障している等々我々戦前の帝国憲法のですね、その反省を踏まえて近代的な理想の憲法をつくったわけでありまして、そう簡単にこの憲法を変えるということは、いささかこれは——いささかではない、大きな問題があると私はそう思っていますから、憲法というものはこれから守っていかなくちゃいけないと、こういうふう感じております。

また、もう一つにはですね、村山談話がございます。やはり戦争の責任は我が国にあるということをはっきり言っているわけでありまして、それを今までの内閣はずっと踏襲してきたわけでありまして。安倍内閣にあって、それらについて揺るぎだしているということは本当に残念なことでありまして。もちろん橋下市長のいろいろな暴言というのは、これは近隣諸国はもちろん世界の国々からも許されることではないと。私は橋下市長、市政に専念すべきだと、そう思っております。市政に専念しても、あの人は今参議院に出るとか出ないとかっていつていっていますけれども、その布石がどうかわかりませんが、私は市町村人としてはいささか品のない主張だと、このように思っています。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 実は、日本共産党は、紙 智子参議院議員は極東国際軍事裁判で日本陸軍中尉の宣誓陳述書など軍の直接関与被害女性に対する強制、脅迫が具体的に記述されているというふうに国会で発言をしています。その上で河野談話は物的証拠がな

くても被害女性の証言によって強制性を認定したものと指摘をしました。数々の歴史的文書が軍や国による強制を示しており、戦争犯罪の事実を重く受けとめるように総理に求めたという記述があったわけです。私は安倍総理が、そして橋下市長が軍や国による従軍慰安婦の関与の証拠はないというふうに言い張っておりますけれども、インターネットで調べてみてもこのような文書が載っています。これは内務省の刑法局ということで部外秘というふうに書かれてあって、支那と婦女の取り扱いについてというふうな文書がインターネット上では広がっています。

ただ、こういう日本は従軍慰安婦の証拠が文書がないということはよく言われるわけですが、進駐軍が来る前に全て焼却処分したという事実が、報道があります。ですから、焼かれてしまったと思ってもわずかながら残っているというふうに、そういうふうに全部が焼かれてしまっているわけではないということも証明されているわけです。

いずれにしても、橋下市長は何か最近マスコミにもてはやされ、自分の言いたいことは何を言っても批判をされないというふうにたかをくくっているようですが、やはり今回の発言は人間としてもそうですし、女性のほとんどを敵に回すというふうなことで到底認めるわけにはいきません。これは村政とはほとんど関係のない話であります。これから村政にあずかる者としても、やはり今の憲法があって初めて行政があるわけですから、ここの基本をしっかり捉えて行政を進めていくことが大事です。村長が言われたように公務員、国会議員、村会議員、全ての人たちは憲法を守るというふうに規定されているわけですね。これをしっかり捉えて行政に携わるということを求めて、質問を終わります。

○議長（木村 修君） これで、4番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 1番 久慈修一議員

○議長（木村 修君） 日程第2、1番久慈修一君の質問を許します。久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆様、忙しい中ありがとうございました。1番久慈修一、通告に従いまして質問をさせていただきます。

前の質問で大変日本の政治全般を質問しておりましたので、私の質問はちょっと地元に関わりますので、少し頭を切りかえしていただいております。お聞きなりお答えをいただきたいと思っております。

まず、最初は地域医療政策推進協議会ということについて伺いをいたします。

この地域医療政策推進協議会につきましては、最初ことしの2月21日の村議会議員の例会集会の席上で村長から提案されたものでございます。そのときの発言内容は次のようなものでございました。概略でございますので、そのとおりだということではないので、その辺はお含みいただきたいと思えます。

まず、少子高齢化社会ということで医療・福祉の充実が非常に重要であると。たんぼぼとか、あるいは外ヶ浜中央病院というのはすごく利用されているということを前提に、今からできること、それらの推進、よくするために外ヶ浜、今別町との3町村で今からできることを広域的に進めたいということでございました。具体的な話については、医師の確保、私のメモからですが、病院のリフォーム、それからたんぼぼのリフォームと金がかかるので今別町と蓬田村がお手伝いすべきであると。さらに平成25年度の当初予算に1,000万円を計上したいので議会の了解を得たいという内容でございました。で、まあここを私言いましたのは議会広報とか一般の方にはこれが出てきませんので、あえて私説明をしたわけですが、その後の経緯につきましては、議会だよりに書かれておりますように協議をした結果、3町村で協議会をへて10万円の負担金でその協議会を運営したいということで予算化をいたしました。

この協議会について議会のほうにも、協議会の設置要綱が配付されまして、議長が派遣といいますか、委員としてなるようにということで4月1日からこの会議を発足させるということでございました。この発足の状況についてですね、とりあえず私伺いたいたいのは、開催されているのかどうか。開催された場合には、具体的な協議事項についてはどのような内容になったのか、この辺を最初にご答弁いただきたいと思えます。お願いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 今の協議会の状況についてのことについて答弁いたします。

協議会は、まだ設立されておりません。よって、まだ協議もされていません。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 協議されていないということでございますので、次の質問に入らせていただきます。

去る3月の定例議会の一般質問におきまして他の議員から、他の自治体が経営する病

院に支出することについて県の見解を聞いたかという質問に対しまして、協議会設置後に意見を伺うというふうにして答弁しております。この要綱からいきますと、4月1日から要綱がありまして、協議会が設置されたというふうに私は理解するわけでございますけれども、これに対して県から意見があったものかどうか、県ではどのような見解を持っているのかご説明をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 今久慈議員が言われた3月の定例会に言われた、述べたことなのではございますけれども、協議会をつくった暁には協議したいと思っておりますと村長が述べています。このことから、まだ設立されていませんので県には意見を伺っておりません。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 伺っていないということでございます。それはともかくとして、それ以上質問できませんので、それは終わりたいと思っております。

次の質問です。地方自治法ではですね、第252条の2から市町村間における協力により広域的に、行政運営の簡素化合理化を図るという趣旨から協議会制度というものを規定しております。これについては、事前に私質問事項の中に条文を載せてございますので、事務当局の皆様は地方自治法をお読みになった、ごらんになったかと思っておりますので、見たものとして質問させていただきます。

地方自治法に規定されている内容を見ますと、3つの協議会というのが法律上認められております。1つは、これはちょっと法律用語とは別で、何ていうのですか、学術的な協議会の名前を言いますが、1つは管理執行協議会、すなわち事務の一部を共同して管理執行するという協議会であります。で、2つ目には連絡調整協議会、事務の管理及び執行について連絡調整を図るためにつくる協議会、3つ目は計画策定協議会、広域にわたる総合的な計画を共同して作成する協議会というものの3つが認められてございます。

で、今、私がお話しております地域医療政策推進協議会という協議会というのは、どの部類に属するのか私には理解ができません。あわよくば——あわよくばといえば失礼ですが、うまくはまって連絡調整協議会だと、2番目の連絡調整協議会だというふうに私が理解したとすれば、これを除いては議会の議決を得なければならないことになっておりますので、議会の関与は当面は必要ないというふうに私は思っております。しかし、

1,000万円を出すというような提案をされたということになれば単なる連絡調整協議会ということでは終わらなくなると。であれば議会の議決を得なければならない協議会というふうに解釈されるわけです。

さらに必要なことは、その自治法の中でうたっていますとおり協議会を設けたときは告示をして県知事に届け出をすることというふうに規定されているわけです。蓬田村だけ関与しているわけではございません。今別町、外ヶ浜町、蓬田村という3つの町村が関与しているわけでございますけれども、この協議会をつくるに当たって、この内容をどのように事前に、事前に、話をしているのか、この辺の話はあったのかないのか、そここのところをご答弁いただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 今の話あったか、なかったんですけども、その点については、まだ協議会も設立してなかったのですが、打ち合わせしたときに、一回打ち合わせをしまいで、そのときにはそういう話はされていません。それで設立する際には、この地方自治法第252条2項の規定を遵守しながら協議していきたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） まだ設立されていけませんので、その協議会の性格についてはお話を聞いていないということでもありますけれども、私ども議会では、じゃどういう性格の協議会に対して予算をつけたのかというふうに聞かれた場合、何のための協議会なのかということが非常に不明確であります。私は早期に、この協議会に対する性格とか目的とか、あるいはその内容について、もう一回協議をして、私はこれが要らないというのでやっているではありません。やっぱり私たち議員も、法的に守りながら正しいそういう協議会のあり方を求めながら協力できるものは協力していくという立場で私は物を考えています。

ただ、やり方が余りにも、言葉悪いのですが、ずさんな方法ではないかなというふうに気がしますので、私は今後協議会があった場合、この問題について他町村の議員の皆さんにもお話をし、どういう形でこれを進めるのかというのをはっきりしていただきたいと思うものでございます。その辺について、今後の協議会でこちらからですね、蓬田村も構成員の一人としてお話ししていただきたいのですが、どのようにお考えですか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 先ほど今課長のほうからおっしゃったように、そういう方向でいきたいということで今1回目の打ち合わせ会みたいなのを開いているわけですね。久慈議員もおわかりのとおりですね、2030年ごろにはですね、人口が上磯全体半分以下になる、半分以下になるだろうと、こう言われているわけでありまして。あと20年そこそこですね。そうなった場合に果たして医療・福祉がどうなるのかということをお我々町村長あるいは関係機関の皆さんが心配しているわけでありまして。

よってですね、やはり今から手を打っていかなきゃいけないということで、このような協議会をつくったほうがいいのではないかと。そして、我々も蟹田病院を一つのカミソの中核病院としてしっかりした医療施設、医療機器を設備して、そして医療を守っていくと。もう一つはたんぼぼ、これについてももっと充実させていくと、こういう基本的な考え方でありまして。

例えば、例を申しますと、恐らく皆さんも心当たりあると思いますけれども、青森の大きな病院で入院された場合には加療といいましょうか、ある程度そういう病院で手術があった後には、ほとんどが退院して蓬田あるいはカミソの人たちを、蟹田病院に来て加療を受けるということになっているわけでありまして。ですから、我々もその恩恵を非常に受けていると。やはりそういうことも考えてみた場合にはですね、いろいろな法律的な、法的なクリアしなければいけないことはこれからでございますけれども、そういう方向に向かって将来はできるだけ3町村が一体となった医療サービスをしていくべきだというのが我々3町村長の考え方でございますので、そういう方向に皆さんのほうもお願いしたい。

ただ、法的にはこれからクリアしなければいけない問題もありますので、十分調べてですね、やっていきたいと。私は、この問題については地域住民の人方も納得してくれるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私の質問のしたこととはちょっと離れた答弁でありましたけれども、次の質問と関連がありますので、次の質問に入らせていただきます。

今村長がおっしゃったように、30年後ないしは50年後、この地区がどういうふうになればいいのか、医療とかあるいは福祉がどうあればいいのかというのは皆さんやはり心配している部分であります。で、先ごろですね、ことし4月の19日の新聞のというか、東日報というふうに名前を申し上げてしまいましたが、その報道ではですね、青森市で

は青森市民病院と浪岡病院の包括外部監査の結果を公表したということが載っております。で、この報道については皆様もお読みになったと私は思いますけれども、あえて質問の都合上、流れ上一部読ませていただきます。

その中には、効率的・効果的に医療資源を配分するために行政単位を超えた広域医療機関の再編ネットワークが求められる。県や自治体、病院間での連携を強化し、協議を行う場を設置するように求めている。また、青森市は8月までに検証を行う。8月下旬には市議会に説明したいというふうに話をしている、というふうに書かれています。

今、村長から答弁いただきましたように広域でものを考える、病院については特に国の医療計画、県の医療計画というものがあり、さらに1次圏、2次圏、3次圏という、そういう医療の給付体制というものもお互いが考えなきゃいけない、そういう体制にあるわけでございます。

その中で病院の経営というものが一番問題になっているわけで、これは前回の議会の中でも議員の中から、病院の経営に参加するのもしないのかという議論で話になっていますが、その部分は私はあえて省略をいたしますけれども、青森市のこういう外部監査の公表で近隣町村にも話しかけをすると、協議の場をつくってくださいという監査の報告があったわけですが、この中には財政支援を求めるとか、あるいは何らかの協議会をつくるとか、あるいは今の広域事務組合の中にさらに一部事務組合で病院の中身をやるとか、あるいはそういったものについては何ら書かれてはいません。

しかし、私たち村民にとりましては、確かに外ヶ浜中央病院、ないしはたんぼぼというのは非常に利用しやすい施設の一つでもございます。逆にいうと市民病院もそれなりに私たちは全部使っております。同じ1次医療圏になる、1次医療圏というのは診療所とかそういうところを指しているんですが、外ヶ浜中央病院は2次だろうと思います。ただ、青森市民病院が2次なのか3次の医療圏なのか私はわかりません。でも、市民病院に行くときは紹介状をもらったりしてかなりの方がこれまた利用しています。そうすると、当然市民、青森市からですね、この市民病院に対する対応をお願いされたときに外ヶ浜中央病院に対する措置と同じような扱いをしないと、私たち行政に携わる者としてはちょっと村民に対して申しわけがないという事態を招くこともあり得るというふうに思うのであります。

この地域医療推進政策協議会の、先ほど私質問しましたのは、その協議会の法的な根拠というものを明確にして、その協議会を進めることになれば青森市がどういう働きか

けをするのか知りませんが、個々に働きかけをするよりも、この地域協議会、医療推進協議会を使ったほうが私たち、例えば再び青森個別に蓬田村にやるという、いわゆる二重行政ですね。地域医療協議会に議長も行く、村長も行く、担当課長も行く、みんな行ってお互いが話し合っただけで地域の医療を一つの目的のために要綱の目的を達成するためにつくった医療の協議会です。それを再びもう一回青森市から呼びかけがあったからまたやろうという考え方ではなくて、ここの窓口の中で対応すべきというふうに私からは今提案みたいな形ですけども、私はやるべきものと。

ただ、その申し入れがあるのかなのか私もわかりません。しかし、あった場合、村長として現時点ではこの医療協議会との関係というのを、どのように考えているのか。私話してしまってから答弁を求めるのも非常にやりにくいのでございますけれども、村長のお考え、見解というものをお聞きしたいと思っております。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 申し入れがあった場合はですね、協議会の中で協議し、対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 以上、地域医療推進協議会については終わります。

次に、ホタテの残渣処理について伺いをいたします。

昨年、残渣を牧場に1次仮置きしまして堆肥化するというような話もございました。で、方針としてはそれを堆肥化したようでございます。ことし伺いましたら水田に入れて実験的に肥料として活用しているというお話を伺いました。ことしの出荷は猛暑の影響で、昨年の猛暑の影響で大変おくらしているというふうに伺っておりますけれども、朝船が出ているところを見ると、漁協にも行ってみました、漁港にも行って見ましたけれども、出荷しております。

この残渣処理については、協議会で話し合いをしたいということで回答をいただきましたけれども、もう始まっているということは何らかの方針があって、それに従って残渣を処理しているというふうに考えてもいいのかどうか。その方針についてご答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 協議会、検討委員会ということで一度会議を開きまして漁協のほうは漁港内で一旦水分を落とした状態で置き、ある程度乾いたら一旦牧場のほ

うに搬送するそうです。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 何ですか、牧場に持っていけないとかっていう話がありましたが、それは牧場に持っていくことが可能だというふうに結論づけたのかなというふうに思います。

実は、この件につきまして、きのう、その検討委員会、検討委員会でしたか検討会でしたか、検討委員会が開かれたということを概要的には伺いました。非常に難しい残渣処理の問題なのですが、これまでじゃ何が問題なのかということで、ちょっと自分も古い、古いというか、二、三年前の蓬田議会だよりを読みました。この問題については、責任論というと大変私どもも混乱してしまいますので、どこに責任があるかどうのこうのについては、この質問の中では控えさせていただきたい。

ただ、この残渣というのは、責任がどこにあるかどうかを議論する前にホタテの養殖事業者がいる限り、この残渣が出てくる。議会だよりのお話をしましたけれども、平成20年の12月の定例会以降4人の方が、この残渣処理をどのようにするのかということで質問をしております。この質問に対して、この質問が出てきた背景にはですね、ごみ処理施設の建設に当たって、結局稼働後の年間の村の総経費が5,000万になって高額になるので、この処理施設の建設から離脱したいということから、じゃ残渣処理をどのようにするのかというふうに質疑応答がなされているわけです。私が決論的に、今までのものを決論的に見ますと、平成20年12月以降の中の答弁の中では、これは答弁の内容です。残渣は事業系の一般廃棄物となり、産業廃棄物にはならない。事業者が出す一般の廃棄物なのだ。これについては、村・漁協が責任をもって対応していく必要がある、というふうに答えております。この処理施設から離脱して残渣を処理する施設が建設されないということから、あと残された選択肢は民間業者に処理を委託するしかないという答弁をしております。

私が今回質問したいということは、こういうふうに20年の12月の定例会で、定例会以降こういう方針で臨んでいるというのであれば、今回また検討委員会を開いてやった、処理の方針を決めたのであれば、この中身、要するに民間業者に処理を委託するしかない中身を、どういうふうにして実現するのかを話をしないと、いつまでたっても解決ができないのではないかというのが私の見解であります。協議会を、検討委員会を開いたということになれば、その中で新しい方法というのを検討になるのかどうか、今後どう

いう方向でいくのかということが話し合われたんじゃないのかなというふうに私は思うわけですが、その検討委員会の中での内容についてお伺いをいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 先ほど述べたとおり、一旦牧場のほうに搬送しまして、その後については今後の検討委員会での協議事項となりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今後の検討事項ということでございますので、検討すればいろいろなことが出るのかもしれませんが、でも、私の頭の中めぐっていますのは、やはりすぼつと責任はどこにあるのかを省いたわけですが、誰に責任があるかを明確にする前に村は村、漁協は漁協、やはりどういう形でこれから処理すべきなのか、ある意味自分たちが計画をもって、その計画が実現可能かどうかをやはり検討するということが私は必要じゃないのかなと。

例えば、簡単な処理施設ができるのか、あるいは村が用地取得して一般廃棄物、事業系の一般廃棄物の処理場として設置していくのかとか、その場合経費がどのぐらいかかるのかとか、そういったものをお互いが持ち寄らないと、例えば国の補助事業なりを使おうとしても使えないというような事態が出てくるわけです。いつまでも処理に追われてしまうということになりますので、やはり私はこれはこういうふうにしたほうがいいのかというのをお互いが、案を持ち寄って検討するような検討委員会であってほしいと思うのですが、そのような方向には持っていけませんでしょうか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 議員ご指摘のように事務局を入れまして17名の検討委員、メンバーの中でよりよい、法的なものがありますので、そういう方向でいきたいと。検討していきたいと。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 次の質問に入ります。

質問の通告にありますとおり、残渣処理費の現在3分の1だと私記憶していますが、その補助率をもう少し3分の1から半分ぐらいまでかさ上げできないかということがあります。しかし、はっきりした処理方針が決まらなるとホタテ養殖業者も、重要な、村の産業の重要な位置を占めている。さらに村でもたくさんの補助事業、例えば最近では

かご洗浄施設、共同施設を村も補助して建ててあげているわけです。生産は助けるけれども残渣処理は助けないと、そういうふうになると片手落ちだろうというふうに思っています。このホタテ産業、やはり雇用されている者もあれば蓬田村のいわゆる住民生活、経済には多大なる貢献をしているものだと思っております。

しかしですね、今回の処理の処理費の問題、これは処理の方針がはっきりすれば、それに従ってやっていただくことになるのですが、ホタテが1キロ100円で残渣が、残渣の処理が1キロ100円、ホタテの量と処理の残渣の量が同じというふうなうわさもありますけれども、乾かして処理すればそれが半分になるのかどうなのかは私もよくわかりません。しかし計算上ですね、ホタテ100円で残渣が100円であればもうけがない産業と。もうけはどっから出てくるかといえば村と漁協が助成した処理費の分だけしかもうからないという計算が成り立つわけです。その中から村と漁協が助成した中で得た所得から税金を払う、まことに何か不合理な計算になります。やはり処理費用というのを幾らかでも安くするような方向、これからホタテを今までのような一大産業として育てていくためには安くできるような方法というのを、検討委員会の中で知恵を出し合ってやっていかないとホタテ産業そのものが成り立たないというのが、もうはっきりしています。その辺を検討委員会の中で十分検討していただきたいというふうに思うわけでありまして。

ただ、それが決まるまでの間、やはり計算上ホタテが100円、残渣が100円ということであれば漁業者は全くもう利益を出せないということになりますので、その間にでもですね、何とかおととしの高温、高水温被害で収入が減額になりました。また、ことしも北部のほうではですね、かご開けてみたら10枚以上入っているものが二、三枚だとか5枚しか入ってないというのがかなりあります。話を聞きましたら。だからおととしの分も収入減、ことしも収入減というふうになりますので、やはり漁業者の生活安定とホタテ産業の継続を考えれば残渣の補助率というものを、ここ1年か1年でも結構ですので、3分の1を2分の1にするとかという補助をかさ上げできないか当局のほうをご意見を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 今年度は昨年の2倍の金額で予算化しております。それで今上げたばかりなので漁業者に対しては3分の1でお願いしていきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番(久慈修一君) ことしも3分の1でお願いしたいということでございますけれども、今後そういう例えば漁協とかお願いがあれば検討する機会はございますか。

○議長(木村 修君) 産業振興課長。

○産業振興課長(坂本 勲君) その点については、漁協と話は煮詰めて、煮詰めてじゃなくてお話は聞いていきたいと思っております。以上です。

○1番(久慈修一君) はい、ありがとうございます。そのようにお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(木村 修君) これで、1番久慈修一君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 5番 久慈省悟議員

○議長(木村 修君) 日程第3、5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番(久慈省悟君) おはようございます。久慈省悟、一般質問を始めます。

初めに、住民に対してスムーズな対応はできないかということです。

内容的には、公的な機関が管理するような場所を通らなければ行き来できない、こういったところをふぐあいがあり直すということに対して、役場側にはお願いしておりますが、少し時間がかかり過ぎるという対応でございますけれども、そういったことに対して担当課長から自分の預かる課内の人に担当を預けると思っています。しかし、少し時間がかかり過ぎるなと思いましたので、もう少しスムーズなことを教育できるようお願いしたいということでお伺いしたいと思っておりますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長(木村 修君) 総務課長。

○総務課長(濱田 亮君) こういう問題は役場全体の問題でありますので、私のほうから答弁させていただきます。

職員に対して担当している業務等を迅速に処理するよう指導いたします。また、正当な理由によりそれができない場合、業務がおくれる場合は住民に直接説明して理解を得ておくよう指導いたします。そのほか職員には講習、研修などの受ける機会を与えて公務員としての質を向上させていきたいと思っております。

○議長(木村 修君) 久慈省悟君。

○5番(久慈省悟君) 総務課長のほうから前向きなご答弁ありがとうございます。職員の皆さんは新規採用とか、そういうふうになった場合、県のほうで初心者研修とかさま

ざまなそういった心構えの研修がなされておるとは思いますけれども、やはり人間ですから我々みんな時がたてばだんだんそういうのも意識が薄れてくるとは思います。しかしながら、やはり公務員という立場である以上、今の課長の答弁のように、また途中でそのようにしっかりとした考え方を植えつけてあげるといふのも必要だと思いますので、ぜひ今の答弁のようにご理解をいただいて施行していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。いろんなことを質問してきましたけれども、その後担当の課のほうから返事がないということでございます。

そして、内容的には各議員が当局に対していろんな必要性を訴えてきたが、検討すると返事はあるものの、その後何の連絡もありません。このようなことは少し問題があるなというように考えまして今回質問させていただきましたけれども、やはり各議員もさまざま住民の皆さんからふぐあいとか、またこのようなことでいいのかということを目にしながら、ここで訴えるわけですけれども、そのことに対して途中経過でも何か、このように今なっているのですが、もう少し待ってくださいとか、そういったことがあればよろしいですが、残念ながらこちらから、この件に対してどうなりましたということでお伺いしない限りなかなか返事が返ってきません。ですので、このたびこのような質問をすることになりました。このことに対して答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） これからです、今まで含めてであります、議会において担当課長等が検討すると答弁した場合、後日の検討結果を確実にお伝えできるような態勢にしていきます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 初めの質問の内容みたいに、総務課長のほうからただいまも確実に返事を返していきたいという答弁がございましたので、前向きな回答で明確でございますので、これ以上何ら申し上げる必要はないと。

これで、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、5番久慈省悟君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時59分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員